

マイナンバーが始まります — 社会保障・税番号制度 —

総務課 ☎ 42-5611



10月から、マイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。
マイナンバーってそもそもなんなの？

マイナンバーは、住民票を持つ人たち1人に1つずつ配布される12桁の番号です。この番号を利用して、行政のいろいろな部門で保管している国民1人1人の情報を「これは同じ人のものだ」という確認をして、しっかり管理し、よりスムーズに活用できます。



住民票がある全員に配布される12桁の番号だよ。

マイナンバーいつからはじまるの？

マイナンバーの本格的な運用がスタートするのは、2016年の1月からです。それに向けた準備として、2015年10月から住民票に記載されている住所あてに、簡易書留によりマイナンバーの通知をしていきます。

2015年 から準備が始まり、
2016年 から運用がスタートするよ。



戦没者等の遺族の皆様に特別弔慰金が支給されます

社会福祉課 ☎ 42-5615



先の大戦で公務等のため国に殉じた戦没者等の遺族に対して、第十回特別弔慰金（額面25万円5年償還の記名国債）が支給されます。

■対象者

戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていなかったこと）が要件となっています。平成27年4月1日を基準とし、同日において公務扶助料や遺族年金を受給される方がいない場合、先順位者の遺族1名に支給されます。ただし、戦没者等の死亡時に生計関係者を有していた方に限ります。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

■支給順位者

- ① 援護法による弔慰金受給権者
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ※支給要件があり、遺族の状況（婚姻・養子縁組等）により順位が入れ替わります。
- ④ ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）

■請求期間

平成27年4月1日から
平成30年4月2日までの3年間

■受付場所

社会福祉課または各支所窓口係

【留意事項】

- ・これまでに受給したことがある方は、「前回の裁定通知書」、「国庫債券の写し」、「郵便局の国庫債券預かり証」などの受給歴のわかるものがありましたら持参して持参してください。
- ・初めて請求に来られる方は、戦没者等の死亡日、死亡当時の本籍地や家族状況のわかる資料、戦没者等に対する年金の証書等がありましたら持参してください。

- ・請求の相談には時間がかかりますのでご理解ください。

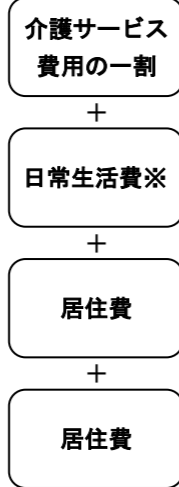
すこやか介護

【施設サービスを利用する際の食費・居住費の負担軽減】



介護保険施設サービス及び短期入所時の食費・居住費は利用者の負担です。ただし利用者の世帯全員が市民税非課税の方や生活保護受給者の方等には負担額が軽減される制度があります（市への申請が必要です）。

高齢者福祉課 ☎ 47-1281



※日常生活費：散髪代や被服費など、利用者の希望によりかかる費用
第1段階：生活保護受給または世帯全員が非課税で、老齢福祉年金を受給している方

第2段階：世帯全員が非課税で、年金収入等が年額80万円以下の方
第3段階：世帯全員が非課税で、年金収入等が年額80万円を超える方
第4段階：市民税課税世帯の方

※平成27年度の介護保険制度改正に伴い、平成27年8月以降の負担限度額認定に際しては、これらの要件の他、預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること、課税状況については、世帯分離をしていても配偶者の住民税課税状況も勘案することが追加されました（申請時に通帳等の写しが必要となります）。

■負担限度額の認定申請

食費・居住費の負担軽減を受けるためには、市への申請が必要となります。現在負担限度額認定証をお持ちの方に対しては、個別に更新手続きの案内を送付します。

食費・居住費（滞在費）の負担限度額（単位：円/日）

利用者負担段階	居住費の負担限度額						食費負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室		
			特養	老健療養型	特養	老健療養型	
第1段階	820	490	320	490	0	0	300
第2段階	820	490	420	490	370	370	390
第3段階	1,310	1,310	820	1,310	370	370	650
第4段階	1,970	1,640	1,150	1,640	840	370	1,380

（※）7月利用分までは370円となります



JR芸備線駅周辺の市営駐車場のご案内

管理課 ☎ 47-1201

市ではJR甲立駅、吉田口駅、向原駅周辺駐車場の利用を推進しています。

各駐車場は月極利用、一時利用のスペースがあります。JR芸備線をご利用の方などの申込みをお待ちしています。

【月極利用料金】

1か月 3,200円

【一時利用料金】

1日 400円

甲立駅、向原駅は発券機をご利用下さい。吉田口駅は料金箱を設置しております。

現在、指定管理者により管理を行っております。

月極駐車場ご利用の際は次の申込み先へお問い合わせ下さい。

【申込先】

■JR甲立駅駐車場・JR吉田口駅駐車場
株式会社 こうだ21
（甲立駅甲迎館2階）
☎ 45-5310

■JR向原駅駐車場
安芸高田市商工会 ☎ 42-0560
※利用の受付は、ふるさとネットやすらぎ会で行っております。
（向原農村交流館やすらぎ）
☎ 46-3987